平成２４年（フ）第１９号
兵庫県豊岡市正法寺498番地の54
債務者　武田　勝美
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　破産債権の届出期間　平成24年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午後４時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
兵庫県三田市上井沢447番地５、従前の住所
兵庫県三田市友が丘３丁目25番地３
債務者　川越　哲洋
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月１日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７７号
兵庫県明石市大蔵中町14番３号
債務者　唐津みどり
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
滋賀県彦根市南川瀬町1106番地　104号
債務者　大菅　頼幸
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３３号
北海道北見市若葉５丁目２番15号
債務者　菊池　ニノ
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
北海道紋別郡湧別町緑町175番地
債務者　江島　昭一
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
北海道紋別郡湧別町緑町175番地
債務者　江島菜穂子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
兵庫県豊岡市正法寺498番地の54
債務者　武田　吉昌
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
香川県三豊市詫間町松崎77番地１
債務者　西本　喜八
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　修二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第５５号
香川県三豊市詫間町松崎77番地１
債務者　西本　浩美
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　修二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第２０１号
新潟市東区月見町６番11号　シティータウン新潟Ｃ201号
債務者　熊倉　敏昭
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板垣　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７４号
香川県高松市新北町14番12号
債務者　小林啓一郎
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠瀬　正司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１４５号
仙台市青葉区水の森３丁目32番21号
債務者　岡田惠美子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２２４１号
大阪市中央区内本町２丁目１番８―801号
債務者　新潟　正康
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７６号
神戸市東灘区住吉本町１丁目24番28号　サンハイツ207号、従前の住所神戸市東灘区魚崎北町６丁目６番24―303号
債務者　岡　　康久
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　吾郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３８号
広島市中区鶴見町11番８―206号
債務者　つるがこと　瀧下　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部